

宗像市教育長 久 芳 昭 文 様

社会福祉法人 宗像市社会福祉協議会
会長 福本 義雄

宗像市社会福祉協議会理事の推薦について

初夏の候、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。平素は本会活動にご理解・ご支援を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、標記の件につきましては、貴職から推薦していただきました平田良枝氏の任期が平成 24 年 7 月 22 日で任期満了となりますので、本会定款施行細則第 2 条の規定に基づき、次期理事を下記により推薦していただきますようお願いいたします。

なお、同封の理事推薦書は、恐れ入りますが 6 月 11 日（月）までに本会宛に返送をお願いいたします。

記

- 1 選出区分 定款施行細則第 2 条第 1 項第 9 号 社会教育関係
- 2 委嘱期間 任期は、平成 24 年 7 月 23 日から平成 26 年 7 月 22 日までの 2 年間です。
- 3 推薦者人数 1 人
- 4 その他 何か不明な点がございましたら下記へお問い合わせ下さい。

問い合わせ

宗像市社会福祉協議会 福祉企画課(担当:森)

Tel 0940 - 37 - 1300 Fax 0940 - 37 - 1393

E-mail : info@syakyo.munakata.com

定款施行細則

(昭和57年7月1日制定)

改正 昭和60年 6月19日
 昭和61年 7月28日
 昭和63年11月21日
 昭和63年11月29日
 平成 3年 3月26日
 平成 4年12月25日
 平成 6年 3月24日
 平成 8年 7月19日
 平成11年 5月24日
 平成13年 5月30日
 平成13年 7月31日
 平成14年 5月28日
 平成14年 7月23日
 平成14年11月7日
 平成16年 5月28日
 平成18年 3月28日
 平成18年 5月29日
 平成20年 1月29日
 平成20年 3月25日

(趣旨)

第1条 社会福祉法人宗像市社会福祉協議会定款第35条の規定により、定款を施行するための細則をここに定める。 改正(13.5.30細則1)

(役員を選出)

第2条 定款第10条による理事の選出は、次の構成による。

- | | | |
|--------------------------|----|-------------|
| (1) 宗像市 | 1名 | 改正(20細則第2号) |
| (2) 宗像市議会 | 1名 | |
| (3) 民生・児童委員協議会 | 1名 | |
| (4) 障害福祉団体 | 1名 | |
| (5) コミュニティ運営協議会代表者連絡調整会議 | 1名 | 改正(18細則第1号) |
| (6) 老人クラブ連合会 | 1名 | |
| (7) 社会福祉法人 | 1名 | |
| (8) 識見を有する者 | 3名 | |
| (9) 社会教育関係 | 1名 | |
| (10) 福祉ボランティア活動連絡協議会 | 1名 | |
| (11) 地区福祉会連絡協議会 | 1名 | |

計 13名

改正（6細則第1号、13細則第1号、16細則第1号、18細則第1号、18細則第2号、20細則第2号）

2 前項第8号に規定する職見を有する者とは、次の各号のいずれかに該当し、3年以上の経験を有する者とする。ただし、職見を有する者の候補者は、原則として新任選出時70歳未満の者とする。

改正（14細則第1号）

- (1) 社会福祉に関する教育を行なう者又は教育を行なった者
- (2) 社会福祉に関する研究を行なう者又は研究を行なった者
- (3) 社会福祉事業又は社会福祉関係の行政に従事した経験を有する者
- (4) 公認会計士、税理士、弁護士等、社会福祉事業の経営を行なう上で必要かつ有益な専門知識を有する者

改正（18. 7.31細則2）

3 職見を有する者の候補者が前項に該当する者であるかどうかは、別に定める職見者選考委員会において審査する。

改正（18. 7.31細則2、14細則第1号）

4 理事を委嘱されたときの要件を欠くにいたったときは、その理事は、退任するものとする。

改正（18. 7.31細則2、14細則第1号）

（書面決議）

第2条の2 理事会に付議すべき事項で急を要するもの及び臨時的かつ軽易なものについては、定款第12条第5項の規定にかかわらず書面により賛否を決議することができる。

2 前項の規定により、書面決議をした場合は、会長はその決議の結果及び処理の結果を各理事に通知しなければならない。

改正（14細則第3号）

第3条 定款第10条第2項による監事の選任については、次の者を委嘱する。

- (1) 財務諸表等について職見を有する者
- (2) 社会福祉事業について、職見を有する者

改正（6細則第1号、20細則第1号）

改正（13細則第1号）

（評議員の選出）

第4条 定款第16条第3項による評議員の選出は、次の構成による。

- | | | |
|--------------------------|----|---------------------|
| (1) コミュニティ運営協議会代表者連絡調整会議 | 7名 | 改正（18細則第1号） |
| (2) 民生・児童委員協議会 | 3名 | |
| (3) 老人クラブ連合会 | 2名 | |
| (4) 地区福社会連絡協議会 | 2名 | |
| (5) 福祉団体 | 2名 | |
| (6) 保護司会 | 1名 | 改正（20細則第2号） |
| (7) 青年会議所 | 1名 | 改正（20細則第2号） |
| (8) 青少年指導員 | 1名 | 改正（11細則第1号、20細則第2号） |
| (9) 保育所連盟 | 1名 | 改正（20細則第2号） |
| (10) 社会福祉施設 | 1名 | 改正（20細則第2号） |
| (11) 市民福祉活動団体 | 1名 | 改正（20細則第2号） |
| (12) 保健・医療関係団体 | 1名 | 改正（20細則第2号） |

宗像市社会福祉協議会理事名簿

任期:平成22年7月23日～平成24年7月22日

選出区分	氏名
宗像市	吉田 洋之
宗像市議会	杉下 啓恵
民生・児童委員協議会	松本 信義
障害者団体	山田 芳久
コミュニティ運営協議会代表者連絡調整会議	前田 誠
老人クラブ連合会	坂元 博
社会福祉法人	村山 佳生
識見を有する者	福本 義雄
識見を有する者	喜多 悦子
識見を有する者	桑野 俊一郎
社会教育関係	平田 良枝
福祉ボランティア活動連絡協議会	石津 朝子
地区福社会連絡協議会	立花 清二

監事	中野 和人
監事	水上 勝則